

特別記事

法人化準備委員会より（Ⅲ）

～運営委員会での議論まとめと定款案・細則案～

縣 秀彦 ほか（当会の法人化準備のための委員会）

1. 法人化作業の進捗状況について

当会では、現在の任意団体から法人への移行作業が、運営委員会及び当会の法人化準備のための委員会（以下、法人化準備委員会）によって進められています。その内容は本誌においても「法人化準備委員会より(I) (II)」[1,2]等を通して会員の皆さまにお知らせしてきました。

本稿では過去の報告と一部重複しますが、まず2017年2月と5月の運営委員会が出された意見や疑問と、それに対する法人化準備委員会からの回答をまとめて掲載します。次に、それをふまえて改訂された現定款案と主要な細則案を提示します。本稿に示した定款案・細則案をご覧ください、支部会やメーリングリスト等でご意見をお寄せ下さい。会員の皆さまからいただいた意見を反映させた最終的な定款案・細則案を、本年8月の総会で審議・採決する予定です。

2. 運営委員会における質疑応答（まとめ）

(1) 会計年度が7月始まりなのはなぜか

→ ふたつ理由があります。ひとつは今回の法人化にあたり、「できるかぎり現状を受け継ぐ形で法人化する」ことを基本方針とすることです[3]。現在、本会の事業年度は「毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる」となっており、これを敢えて変更するだけの理由がないと判断したため、基本方針に則って7月始まりの会計年度としています。

もうひとつの理由は、会員総会の開催時期による縛りです。現在、毎年8月頃に年会を行っていますが、新法人ではこれに合わせて代議員総会も開くことになります。定款第37

条第2項に「この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日から2箇月以内に代議員総会の承認を受けなければならない。」と定めたように、一般的には新事業年度に入ってから比較的日子が浅い内に代議員総会で承認するのが普通ようです。8月の年会を動かさず、かつ、代議員総会をそれに合わせて開催するとなると、自ずと会計年度の始まりは範囲が限定され、現在の7月始まりをそのまま踏襲することがもっとも妥当と判断しました。

(2) 代議員選出に関する細則第6条第7項で「各支部長は前年の改選時に選出された代議員が務める」とあるが、以前は各支部で互選により支部長を選ぶことができたが、その権利はなくなるということか？

→ 支部委員の引き受け手を増やすために支部長にならないで済むよう互選方式にしておくか、提出案のように支部長の負担軽減および個人に依存しすぎる状況を回避するために（半ば強制的に）支部長が引き継がれていくようにするか、ふたつ考え方がありうと思います。法人化にあたり、選挙は2年に1回となり、支部委員（代議員）は4年が任期となります。重任を1回まで認めているので、制度上は最大8年間務める事があり得ます。互選案ですと、最大8年間支部長を特定の個人が務めることもあり得るため、提出案のように制度的に移っていくように設計しました。

しかしながら、まだ検討の余地があることと認識していますので、他の運営委員の皆さんからも意見をうかがって、最終案に反映させたいと思います。

(3) 定款第5条第5項で、「一般会員及び学生会員は他の一般会員及び学生会員と等しく代議員を選挙する権利を有する」とあるが、理事にも代議員選挙の選挙権はあるのか？

→ はい、理事にも選挙権があるということを明示するための条項で加わっています。代議員選挙に加え、会長候補、監事候補者の選出選挙にも参加できることを保証しています。会長を含む理事が、運営をチェックする監事を選べることに構造的な問題があるのではないかと議論になりましたが、最終的には選挙に参加して会の方向性を決める権利を認めることで定款案のようになりました。

(4) 代議員の任期が運営委員の2年より長いのはなぜか？

→ 今回の法人化では、先にも述べたように現行団体から最小限度の変更に留めることを基本としています。しかしながら、代議員の任期については主に法人のランニングコスト削減の観点から、2年から4年へと変更しました。新法人では、選挙で代議員や理事候補者が選出されますが、理事は選出の度に法務局へ登記しなくてはなりません。外部に委託するにしても、内部で作業を行うにしても、諸々の手続きにそれなりの時間的、経済的コストがかかります。また、選挙それ自体も実施にコストがかかるため、これを毎年行うことは法人運営の観点から適切ではない、と判断しました。

任期が4年に伸びることで得られるメリット、デメリットがあるかと思しますので、引き続きご意見いただければと思います。

(5) 定款第5条第6項で「重任は1回までとする」とあるが、禁じているのは代議員としての重任か？

→ 支部委員、分野委員を含む代議員としての重任を禁じています。負担増によるなり手の

枯渇を懸念されての質問でしたが、その課題については認識しています。引き続き準備委員会でも検討いたします。

(6) 定款第31条第3項で「理事は、テレビ会議又は電話会議及びこれに類する方法により、理事会に参加することができる」とある。メールによる会議は想定されているのか？

→ 理事会は対面で開催をすることが大前提で、やむを得ない事情がある場合に限ってテレビ電話など電磁的方法が認められるそうです。その場合でも、理事会での議論がきちんと参加者全員で共有されていることなどを担保する必要があります。チャットやメールでの理事会の開催は、それらの点を全てクリアすれば開催不可能ではないですが、初めからそのような形態で開催するように制度設計することは望ましくないと準備委員会では考えています。

(7) 代議員の任期だけが4年なのは、何か理由があるのか？

→ 会長を含む理事も監事も4年任期を想定しています。理事は法定で任期2年以内と決められていますので、定款上の書き方は第27条にあるように「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時まで」としていますが、別途規約を作って2期4年をひとつの任期とすることを明示する予定です。

(8) 代議員が20名に1人という数なのも理由があるのか？

→ 代議員数についてはいくつか案がありました。運営は難しくなるが会員の意思を反映しやすい直接民主主義を採用して会員全体を代議員にするのか、少数の代議員に会員の意思を代表させる議会制民主主義を採用するの

か等、選択肢があります。今回は、現状の運営委員の数に近くなるよう設定をしました。

(9) 会長の職務代行について、会長はいつ順序を指名するのか？

→ 現在の方法と同じように、新しい会長が着任した後の最初の理事会において、順位を示した上で副会長の選任が行われます。

(10) 今回の資料からは、代議員と理事の任務の違いが分からなかった。

→ 代議員（法人法上の「社員」）は法人の構成員であり、法人の最高意思決定機関である社員総会における議決権を持っています。それに対して、理事は代議員からの委託を受けて、法人の運営を任された人です。現在の本会の体制との対応関係については、本原稿末（2 ページ後）の表 1 を参考になさって下さい。

(11) 「天文教育」とは「天文学の教育」と同じなのか？

→ 天文は、天文学を含むより広い概念だと認識した上で、目的には「天文教育」「天文普及活動」という言葉を用いています。

どこまでを「天文」に含むのか、あるいは、含みたいのかといったことについては、今後本会としても広く会員の皆さんと一緒に議論していくべきことと考えています。

(12) 定款第 3 条目的について、「天文」という文言がどのような点を指すのか明確に文章に盛り込んでいただきたい。

→ 今回の法人化は、現在の団体をそのまま引き継ぐことを大前提としており、法人化にあたって必要最低限の変更だけを行うという方針で行っています。

ご指摘の定款第 3 条は、現在の会則第 2 条の内容を踏襲したものになっています。法人

化準備委員会では、「天文」という言葉が指す内容について今回の法人化のタイミングでは議論しないこととし、必要があれば法人化後に改めて議論をお願いしたいと思います。

(13) 法人となるためには財政的な基盤が必要で、今のままでは財政的にぎりぎりなので、もっと会員数を増加させるか、それが無理ならば会費を値上げせざるを得ないのではないか

→ 法人化にあたっては法人税の納付等、これまでになかった出費が増えることにはなりますが、金額としては本会の財政的基盤を揺るがすような額ではないと考えています。

もちろん、税理士等に定常的な業務の一部を外注するようなことがあればそれに伴って支出が増える事になりますが、現在のところ、そのような予定はありません。また、その必要もない見込みです。

したがって、「会員数が増加しない限り会費を値上げせざるを得ない」といった懸念は、ほぼ完全に払拭されています。

これは会員にも大事な問題ですので、以下にやや詳しく説明いたします。

たしかに、2015 年度に開催された各支部会での法人化についての説明資料の中に、必要経費と会費の値上げの可能性については以下のような説明をしました。

法人化が行われた場合

(1) 最大で 50 万円程度の支出増となる可能性がある。

(2) 仮に 50 万円の支出増としても、本会は健全財政（黒字）の状況にあるため、少なくとも 5 年間は余剰資金を充てることで会費を値上げしなくてすむ見込みである（現時点で約 400 万円の余剰資金がある）。

(3) 5 年経過後も 100-200 名の会員増があれば、会費を値上げせずに運営していくことが

可能である。そのためにも、本会の魅力をどう高めていくか、考えていく必要がある。

(4) 5年後でも会員が増えなかった場合には、最大で1000円程度の会費の値上げでまかなうことになる。

この見解は、「税理士へ会計関連の業務を外部委託し、かつ、法人化に伴い増えるかもしれない事務作業をアルバイトで対応すること」を前提とした数字でした。

しかしながら、その後の法人化検討委員会内での調査・議論によって、税理士に外部委託しなくとも十分に対応可能であると思われること、法人化に伴って現在の事務局の業務量が大幅に増加することはなさそうであることが分かりましたので、「会費の値上げはしない」という2016年7月号に記載された報告文[3]の結論となっています。

(14) 活動スケジュールについて、会員への周知をお願いしたい。

→ 今後、情報をメーリングリストや天文教育誌上などで開示し、会員に周知徹底を図る予定です。今年度当初からの主要な活動スケジュール（案）は以下の通りです。

- ・2016年9月 「当会の法人化準備のための委員会」設置
- ・2016年11月14日、28日 第1回法人化準備委員会
- ・2016年12月28日 第2回法人化準備委員会
- ・2017年1月 「天文教育」1月号を通じて会員に検討状況の報告
- ・2017年2月 第4回定例運営委員会での審議
- ・2017年2月8日 専門家（弁護士等）と定款案等の内容確認

・2017年3月 第4回定例運営委員会の審議結果を会員に報告（「天文教育」3月号および当会サイト）

・2017年5-7月 支部集会での意見交換（法人化準備委員が参加）

・2017年5月 第5回定例運営委員会での審議、会員に法人化に関する説明（本稿のこと）を送付

・同 現団体「天文教育普及研究会」最後の役員選挙

・2017年8月 新旧合同第1回定例運営委員会で準備状況の報告と審議

・同 総会にて新法人の定款・細則等を審議、採決、現団体「天文教育普及研究会」の、新法人への財産委譲に関する会則条項を審議、採決

・2017年9月 新法人の（2017年総会で扱わなかった）諸細則等を検討・整備、パンフレット案・ウェブ案の作成開始

・2017年12月 新法人の設立、会員向けに新法人への移行についての説明文書を送付

・2018年2月 新法人への会員の入会完了（現団体にも8月解散時まで残留）

・2018年3月 新法人の有権者の確定

・2018年5月 新法人の役員選挙

・2018年6月 現団体「天文教育普及研究会」の活動・会計停止

・同 新法人の活動開始、新法人への財産の完全移行

・2018年8月 新法人理事会、代議員総会開催、現団体「天文教育普及研究会」の解散

以下、補足説明をします。

原則として、現団体の会員は手続きなしで新法人の会員に移行することを考えています。会員のみなさまには、その旨を説明した案内を2017年12月頃に送付予定です。新法人の会員になる事を望まない会員には事務局宛

に申し出をしてもらえれば、その意思を尊重します。

新法人設立時（2017年12月）に当座の運転資金を現団体から寄附、最終的には現団体の会計を締めた後に残りの財産を移行します（2018年6月末）。

新法人の最初の役員を選ぶ選挙は2018年5月までに新団体に移行した会員が行います。なおその選挙の選挙管理は現団体の選挙管理委員会が行います。このことの正統性については、新法人の「代議員選出についての細則」の附則に、最初の選挙に関する特例事項を定めることで対応します。

2018年5月に選挙を行うためには、選挙権および被選挙権のある会員の確定を遅くとも選挙の30日前までに終わらせておく必要があります。したがって、会員の移行もそれより前に完了させる必要があります。

現体制がどのように新法人の体制に移行するかを理解する助けとして、対応を表1に示しました。定款と合わせてご参照ください。

3. 終わりに

繰り返しになりますが、会員各位からの意見を反映できるよう、各支部集会において集中的に議論する時間をいただく予定です。

会員の皆様からのご意見やご質問をお待ちしております。また、会員メーリングリスト（tenkyo@tenkyo.net）または、法人化準備委員、当会の各運営委員まで気軽にご連絡・ご提案下さい。ご協力よろしくお願いします。

文 献

- [1] 縣秀彦、法人化準備委員会、法人化準備委員会より(I)（2017）『天文教育』，Vol.29(1),99-101.
- [2] 縣秀彦、法人化準備委員会、法人化準備委員会より(II)（2017）『天文教育』，Vol.29(2),2-15.
- [3] 法人化検討委員会「本会の法人化について ～法人化検討委員会による検討概要～」（2016）『天文教育』，Vol.28(4)、2-6.

表1 現団体体制と新法人体制の対応表

	現体制		法人化後	
会員	会員（一般、学生、団体、賛助）		会員（一般、学生、団体、賛助）	
議決機関	総会	一般会員および学生会員	会員全体集会	全会員
	運営委員会	支部委員 分野委員（学校・社会・一般）	代議員総会	代議員（社員）（支部選出・分野選出・全国選出）
執行機関	執行部	幹事（庶務・会計・広報・編集・年会）	理事会	理事
		会長・副会長		会長・副会長（代表理事）
監査機関	会計監査委員		監事	

2017年5月7日 版
法人化準備委員会

一般社団法人 日本天文教育普及研究会 定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人日本天文教育普及研究会と称する。英語名は、Japanese Society for Education and Popularization of Astronomy とする。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇〇〇（注記：現在のところ場所は未定）に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、天文教育の振興及び天文普及活動の推進をもって社会の文化形成に貢献することを目的とする。ここにおける天文教育・天文普及とは、学校教育・社会教育のみならず、種々の場・形態で行われる天文教育・天文普及をも含むものである。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会・研究発表会（年会）の開催
- (2) 年会集録及び定期刊行物の発行
- (3) 支部研究集会及び分野研究集会の開催
- (4) 講演会・研修会・見学会等の開催
- (5) 関連団体との共催（または後援）事業
- (6) 天文教育に関する提言
- (7) その他、この法人の目的を達成するために理事会が必要と認めた事業

第3章 会員及び代議員

（法人の構成員）

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
 - (3) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体
- 2 この法人の社員は、一般会員及び学生会員の中から概ね 20 人に 1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては細則で定める）。
- 3 代議員を選出するため、一般会員及び学生会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は細則において定める。
- 4 代議員は、一般会員または学生会員の中から選ばれることを要する。一般会員及び学生会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

- 5 第3項の代議員選挙において、一般会員及び学生会員は他の一般会員及び学生会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 6 代議員の任期は4年とし、2年毎にその半数を改選する。重任は1回までとする。ただし、代議員が社員（代議員）総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第7項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 一般会員及び学生会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（代議員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 11 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての代議員の同意がなければ免除することができない。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（支部・分野及び所属）

第7条 地域区分にもとづき支部を設ける。活動分野にもとづき分野を設ける。

2 支部・分野及び会員の所属の詳細については細則で定める。

（会費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、会員は代議員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することがで

きる。

（除名）

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払義務を 3 年以上履行しなかったとき
- (2) すべての代議員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき、あるいは当該団体が解散したとき

第 4 章 代議員総会

（構成）

第 12 条 代議員総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 13 条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条 代議員総会は、定時代議員総会として毎年度概ね 3 箇月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 15 条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、代表理事に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 16 条 代議員総会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれに当たる。

（議決権）

第 17 条 代議員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 18 条 代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、代議員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 会員全体集会

(構成)

第 20 条 会員全体集会は、すべての会員が参加できる。

(目的)

第 21 条 会員全体集会は、この法人の行っている事業、会計などについての情報を会員に広く共有するとともに、会員相互の意見交換を図ることを目的とする。

(開催)

第 22 条 会員全体集会は、毎年1回、年会開催時に行う。また必要に応じて、代表理事は臨時会員全体集会を招集する。

第6章 役員及び職員

(役員の設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 各理事においては、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、一般会員及び学生会員の中から代議員総会で選任する。役員の選任を行うために必要な事項は細則において定める。

2 理事会は、理事の中から会長及び副会長を選定する。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名した順序でその職務を代理する。

4 代表理事は、毎年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、重任を妨げない。ただし連続して2期までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、重任しないものとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

（職員）

第30条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し必要な職員を置く。職員は会長が任免し、有給とすることができる。

第7章 理事会

（構成）

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事は、テレビ会議又は電話会議及びこれに類する方法により、理事会に参加することができる。

（権限）

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

（招集）

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事1名及び監事1名は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。

2 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日から2箇月以内に代議員総会の承認を受けなければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、定時代議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(基金)

第39条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 この法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配）

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補 則

（細則及び内規）

第45条 この定款の実施に必要な細則は、代議員総会の決議によって別に定める。また、必要な内規は理事会の決議によって定める。

（委員会）

第46条 会長は代議員総会の議決を経て、この法人の運営上または事業推進上必要な委員会を設置することができる。委員会の目的・構成・事業内容については内規で定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成31年6月30日までとする。

3 この法人の設立時の役員は、天文教育普及研究会の会長、副会長、会計監査委員とし、次のとおりである。

設立時会長（代表理事） ××××

設立時副会長（代表理事） ××××

設立時副会長（代表理事） ××××

設立時監事 ××××

-
-
- 4 設立時理事及び設立時監事の任期は、新たに理事及び監事が選任される最初の代議員総会の終結の時までとする。
- 5 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
- (1) 住所 ○○○○
氏名 ××××
- (2) 住所 △△△△
氏名 ××××
- (3) 住所 ◇◇◇◇
氏名 ××××
- (4) 住所 ◇◇◇◇
氏名 ××××
- 6 設立時社員は、最初の代議員が選出された時に、法人法上の社員としての資格を失う。ただし、当該設立時社員が新たに代議員として選出された場合は、この限りではない。
- 7 設立時の役員の任期は、第 27 条の規定に基づく重任の制限回数に数えない。
- 8 最初の事業年度の会費は一般会員 5,000 円、学生会員 2,500 円、団体会員 8,000 円、賛助会員 1 口 10,000 円（1 口以上）とする。この支払は、平成 30 年 6 月 30 日までとする。
- 9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

会員に関する細則（案）

＜支部・分野についての細則＞

（目的）

第1条 この細則は、定款第7条第2項の規定に基づき支部・分野及び会員の所属等について必要な事項を定める。

（支部）

第2条 次の7つの支部を設ける。

北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国・四国支部、九州・沖縄支部

（分野）

第3条 次の3つの分野を設ける。

学校教育分野（学校における活動を主眼とする分野）

社会教育分野（社会教育施設における活動を主眼とする分野）

一般普及分野（学校・社会教育施設以外における活動を主眼とする分野）

（所属）

第4条 一般会員および学生会員は、いずれかの支部と分野に所属する。なお、分野については複数に所属することも可能とする。

選挙に関する細則（案）

<代議員選出についての細則>

（目的）

第1条 この細則は、定款第5条第2項及び第3項の規定に基づき代議員の選出について必要な事項を定める。

（選挙管理委員会）

第2条 代議員選出のための選挙は、選挙管理委員会が管理する。

- 2 選挙管理委員は、理事会が代議員総会の承認を得て、学校教育・社会教育・一般普及の各分野の会員から、それぞれ1名以上を選挙管理委員本人の同意を得た上で委嘱する。
- 3 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。
- 4 選挙管理委員長は、委員の互選により決定する。
- 5 選挙管理委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が未決定の場合は会長が招集する。

（代議員の定数）

第3条 定款第5条第2項に規定する代議員の定数は次の各号のとおりとする。

①分野選出代議員（6名）

学校教育 2名、 社会教育 2名、 一般普及 2名

②支部選出代議員（22名）

北海道 2名、 東北 2名、 関東 6名、 中部 4名、 近畿 4名
中国・四国 2名、 九州・沖縄 2名

③全国選出代議員

一般会員と学生会員の総数を20で除した数から、分野選出代議員と支部選出代議員の各定数を減じた数を基準として、理事会が定めた数

（有権者の確定）

第4条 選挙にかかわる選挙権および被選挙権を有する会員（有権者）は、次の各号により決定される。

- ① 有権者の確定は、投票締め切り日の30日前から90日前までの間で選挙管理委員会が定める日を基準日（以下「有権者の確定基準日」）とし、その時点での一般会員及び学生会員を代議員選挙における有権者とする。
- ② 支部選出代議員の選挙権及び被選挙権は、その支部に所属する有権者のみが有する。また、分野選出代議員の選挙権は全ての有権者が有するが、被選挙権はその分野に所属する有権者のみが有する。なお、各会員の所属支部および所属分野は、有権者の確定基準日におけるものとする。
- ③ 全国選出代議員の選挙権及び被選挙権は全ての有権者が有する。
- ④ 非改選代議員は被選挙権を有しない。
- ⑤ 選挙管理委員会は、有権者を掲載した有権者名簿を作成し、会員に配布する。
- ⑥ 会員が、有権者の確定基準日以降、投票用紙の配布までに退会した場合は、退会の時点で選挙権及び被選挙権を失う。

（選挙の方法）

第5条 代議員は、一般会員及び学生会員による直接選挙により選出され、その選挙は次のように行われる。

- ① 代議員は、2年ごとにその半数が改選される。
- ② 選挙管理委員会は、投票締め切り日より50日前までに発行される刊行物紙上で選挙の公示を行う。
- ③ 被選挙権を有する会員は、自薦・他薦による立候補をすることができる。
- ④ 選挙管理委員会への立候補の届出は、選挙管理委員会が定めた期日までに行うこととする。
- ⑤ 選挙管理委員会は、選挙権を有する会員に投票締切日より15日前までに立候補者名を知らせ、投票用紙を

配布する。

- ⑥ 分野選出代議員の投票は、それぞれの分野において会員1名以内の記名をすることとする（各投票者が3分野に投票する）。
- ⑦ 支部選出代議員の投票は、投票者が所属する支部の会員から改選代議員数以内の記名をすることとする。
- ⑧ 全国選出代議員の投票は、会員2名以内の記名をすることとする。
- ⑨ 投票は無記名投票とし、指定の投票用紙を用い、規定数以内の会員が記名され、指定の期日までに選挙管理委員会が受け取ったものを有効投票とする。なお、指定の投票用紙に本人が記入することが困難な場合は、代理人による記入を可とする。
- ⑩ 開票は選挙管理委員会が行う。会員は開票に立ち会うことができる。

（当選者の決定及び支部長の選出）

第6条 分野選出代議員及び支部選出代議員は、それぞれの分野、支部ごとに有効得票数の多い順に当選とする。

- 2 全国選出代議員は、有効得票数の多い順に当選とする。
- 3 選出されるべき最後の順位の有効得票数が同数のときは、年齢の少ない方を当選とする。
- 4 第3条の複数の号の代議員を兼ねることはできない。
- 5 当選者が辞退した場合は、次点者が選出される。
- 6 当選及び次点の結果は、理事会、代議員総会及び定期刊行物紙上で報告される。
- 7 各支部の支部長は、前回の改選時に選出された代議員が務めるものとする。ただし、当該代議員が複数の支部については当該代議員の互選により選出する。

附 則

- 1 この細則施行後の最初の代議員選挙では全代議員を選出する。当選者のうち得票数が奇数順位の者の任期を4年、偶数順位の者の任期を2年とする。得票数が同じ者が複数存在して順位が定まらない場合は、年齢の少ない方を上位の順位とする。年齢（生年月日）が同じ場合は、選挙管理委員会が抽選で順位を定める。
- 2 附則1の選挙においては、選挙管理は天文教育普及研究会の選挙管理委員会が行う。

<役員選任についての細則>

（目的）

第1条 この細則は定款第23条に基づき役員を選任する際の必要な手続き及び事項を定める。

（会長候補者および監事候補者の選出）

第2条 会長候補者及び監事候補者は、一般会員及び学生会員から選挙により選出される。

（選挙管理委員会）

第3条 第2条に定める選挙管理は、代議員選出についての細則に定める選挙管理委員会がこれを行う。

（有権者の確定）

第4条 有権者については、代議員選出についての細則第4条第1号、第5号及び第6号の規定を準用する。この場合において、同条第1号の「代議員選挙」は、「会長候補者及び監事候補者の選挙」と読み替えるものとする。なお、連続2期目の会長（2期目の任期途中で退任した直近の会長を含む）は会長候補者の被選挙権を持たず、現監事（任期途中で退任した直近の監事を含む）は監事候補者の被選挙権を持たない。

（選挙の方法）

第5条 会長候補者及び監事候補者の選挙の方法は、代議員選出についての細則第5条第2号から第5号まで、第9号及び第10号の規定を準用する。

（当選者の決定）

第6条 会長候補者選挙及び監事候補者選挙のそれぞれについて、有効得票数の多い者を当選とする。

2 その他、代議員選出についての細則第6条第3項から第5項の規定を準用する。

(理事候補者)

第7条 会長候補者は、一般会員及び学生会員の中から副会長候補者を含む理事候補者を選考し、自らとともに理事会に提案し、理事会は提案された会長候補者、副会長候補者を含む理事候補者を取りまとめ、代議員総会に提案する。

(監事候補者)

第8条 選挙管理委員長は、第2条の規定に基づいて選出された監事候補者を、代議員総会に提案する。

(理事・監事の選任)

第9条 定款第23条第1項の規定に基づき、代議員総会で理事及び監事を選任する。

(会長、副会長の選定)

第10条 定款第23条第2項の規定に基づき、新たに組織された理事会は、理事の中から会長たる代表理事、副会長たる代表理事を選定する。

附 則

1 この細則施行後最初の監事候補者選挙では、投票は2名の記名をすることとする。当選者のうち得票数が多い者の任期を4年、少ない者の任期を2年とする。得票数が同じ者が複数存在して順位が定まらない場合は、年齢の少ない方を上位の順位とする。年齢（生年月日）が同じ場合は、選挙管理委員会が抽選で順位を定める。

2 この細則施行後最初の会長候補者及び監事候補者選挙においては、選挙管理は天文教育普及研究会の選挙管理委員会が行う。